

監修



よつぎゆうこ  
世継祐子さん  
ファイナンシャルプランナー  
がん情報ナビゲーター

福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。

<http://www.ff-fukuoka.com>

ファイナンシャルプランナーが解説

# 自然災害に被災したときの休業やケガの保障ってあるの？

いつ、どこで自然災害に被災するかわからないもの。そんなケースに直面したときの大きな心配のひとつが普段の仕事。出勤の有無や給料、ケガなどによる保障などについて紹介します。

被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。  
行政や医療の現場にお勤めであれば、出勤を求められるかもしれませんが、職种的に休むことが可能であれば、まずは有給休暇を使ってみてはどうでしょうか。自分が大丈夫でも、会社が倒壊するなど業務困難な場合の支援制度もあります。  
左ページで詳しく説明します。

知り合いが「九州北部豪雨」で被災しました。幸い被害は小さかったみたいですが、人ごとではありません。自分がもし被災した場合、会社に行かなければいけないのか、休んだ場合の給料などはどうなるのか、家族がいるのでぜひ知っておきたいです。  
筑紫野市在住 40歳

## 公的制度を知って、自分自身で備える保障を検討する

災害が起きたときのために様々な支援制度が用意されています。被害が大きいと出費が重なり、収入が不安定になることが予想されます。経済面や生活面、住宅面の公的制度による保障は、万が一の事態に直面したときの支えになるので、確認をしておきましょう。

また、公的な保障だけでなく、生命保険の見直しや火災保険、地震保険への加入を検討するなど自分自身で必要なものを作り準備しておく、予期せぬ自然災害で「生活が成り立たなくなる」ことを防ぐ方法のひとつになります。

## 自然災害での主な支援制度

- 家族が死亡・ケガ／災害弔慰金(市町村)
    - 生計維持者が亡くなった場合 ……500万円
    - 生計維持者以外の人が亡くなった場合 ……250万円
  - 住まいが損壊／被災者生活再建支援金(市町村)
 

基礎支援金	全壊・解体など	100万円
	(被害の程度に応じて支給)	大規模な半壊 50万円
加算支援金	建設・購入	200万円
	(再建方法に応じて支給)	貸借(公営住宅除く) 50万円
  - 支払いが困難
    - ① 地方税の負担軽減(市町村)  
住民税や固定資産税、自動車税などが被害の程度に応じて軽減、免除、納付猶予に
    - ② 医療・介護保険の負担軽減(各健康保険・市町村)  
収入の減少などで負担が困難な場合、保険料や医療費の窓口負担分を減免、支払い猶予に
- ※適用には細かな基準などがあります。詳しくは各自自治体等にお問い合わせください。

## 出勤中に被災してケガをしてしまった場合

地震などで出勤時や勤務中に被災してしまうというケースも十分に考えられるパターンです。もし、そのような状態でケガをってしまった場合は、「労災保険」が適用される可能性があります。例えば「通勤中に被災した」「職場で建物が倒壊して被災した」「職場で建物が倒壊して被災した」などは適用対象となり、仕事とは無関係な休日や、帰宅時の寄り道など以外は労災認定されると考えられます。労災保険が適用になると治療費が基本的には無料になり、ケガなどで出勤できない場合は、給与を日給換算した金額の8割程度が休業中支給されます。



## 会社が倒壊するなど働く場所を失った場合

自分自身は無事でも、会社の建物の倒壊など業務ができなくなることもあります。そんなケースでは会社は給与を支払う義務はなくなりますが、今回の九州北部豪雨や熊本地震でも、国が雇用保険の特例処置を出しています。失業給付は原則、次の仕事を探していることが支給の条件になります。大規模災害では条件が緩和され、事務所の業務停止で働けなくなったり、在籍中であっても失業給付が受けられます。また、一時的に離職して復帰する予定があるというケースでも受給が可能です。

### ポイント

災害の混乱から「ハローワークに行けない」、「雇用主から書類の交付が受けられない」といった場合は、まずは管轄のハローワークに電話相談してみましょう。



## 差し迫ったお金が必要になる場合

近年では災害などの事態に備える企業も増えていて、会社によっては災害時にも取得可能な特別休暇制度などがある場合があります。給与が支払われることもありますが、ご自身が勤務する会社に一度確認してみましょう。災害の影響で「勤務が困難だ」という緊急にお金が必要になる」というケースには「非常時払い」という労働基準法で定められた制度を利用できます。社員が災害や非常時の費用に充てるために、給料の支払いを請求したときは、給料の支払い日前でも、会社は働いた分の給料を支払わなければならぬと定められています。

### 非常時払いが請求できる3つのケース

- ① 災害、出産、病気などの場合
- ② 生計維持者の結婚や死亡した場合
- ③ やむを得ない事情で1週間以上の帰省をする

## 今回のまとめ

大規模災害では、家の損壊や仕事を失うといったことも考えられます。被災した場合に受けられる公的支援制度の内容を確認し、それだけではカバーできない部分に備えることが大切です。自宅にかかる火災保険などの検討や契約内容の見直しなども行っておきましょう。



被災を想定したいろんなケースを考えて日頃から意識して備えておくようにします。

